

議案第 87 号

調布市道の道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 28 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹



提案理由

道路標識，区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い，道の駅に係る案内標識を加えるとともに，案内標識の番号及び表示内容を改めるため，提案するものであります。

調布市道の道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

調布市道の道路標識の寸法に関する条例（平成25年調布市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表 1 案内標識の表主要地点（114の2-B）の項の次に次のように加える。

道の駅及び距離（116）	
道の駅の予告（116の2-C）	

別表 1 案内標識の表非常電話（116の2）の項中「116の2」を「116の4」に改め、同表待避所（116の3）の項中「116の3」を「116の5」に改め、同表非常駐車帯（116の4）の項中「116の4」を「116の6」に改め、同表道路の通称名（119-A）の項中「



」

を

「



」

に改め、同表道路の通称名（119—B）の項中

「



」

を

「



」

に改める。

別表備考第1項第2号イの表以外の部分中「116の2」を「116の4」に、「116の3」を「116の5」に、「116の4」を「116の6」に改め、同号キ(7)中「116の3」を「116の5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の調布市道の道路標識の寸法に関する条例の規定により設置されている案内標識は、当分の間、これに相当するこの条例による改正後の調布市道の道路標識の寸法に関する条例の規定による案内標識とみなす。